

ID: 377

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	被保険者証の交付		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第12条第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (届出等) 第12条 3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行規則第26条の規定による。 (被保険者証の交付) 第26条 市町村は、第1号被保険者並びに第2号被保険者(法第9条第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち法第27条第1項又は第32条第1項の規定による申請を行ったもの及び法第12条第3項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第1号による被保険者証を交付しなければならない。 2 第2号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 3 前項の場合において、当該第2号被保険者は、医療保険各法による被保険者証(日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。))を含む。)、組合員証又は加入者証(組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。以下「医療保険被保険者証等」という。)を提示するものとする。ただし、市町村が当該第2号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 378

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	要介護認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第27条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行規則第36条の規定による。 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。			
標準処理期間	30日以内(法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 379

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	要介護認定の更新		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第28条第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (要介護認定の更新) 第28条 2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。 3 略 4 前条(第8項を除く。)の規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 【基準】 根拠条文、法第28条第4項において準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による介護保険法施行規則第36条の規定による。 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第3項から第12項まで 略 [介護保険法施行規則] 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。			
標準処理期間	30日以内(法第28条第4項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 380

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	要介護状態区分の変更の認定		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第29条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (要介護状態区分の変更の認定) 第29条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。 2 第27条及び前条第5項から第8項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 【基準】 根拠条文、法第29条第2項において準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による介護保険法施行規則第36条の規定による。 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第3項から第12項まで 略 [介護保険法施行規則] 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。			
標準処理期間	30日以内(法第29条第2項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 381

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	要支援認定
法令名称 根拠条文	介護保険法 第32条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (要支援認定) 第32条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。 以下 略 【基準】 根拠条文、法第32条第2項において準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による介護保険法施行規則第36条の規定による。 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第3項から第12項まで 略 [介護保険法施行規則] 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。	
標準処理期間	30日以内(法第32条第9項において準用する法第27条第11項)
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 382

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	要支援認定の更新
法令名称 根拠条項	介護保険法 第33条第2項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (要支援認定の更新) 第33条 2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新(以下「要支援更新認定」という。)の申請をすることができる。 3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から1月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができる。 4 前条(第7項を除く。)及び第28条第5項から第8項までの規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 第5項及び第6項 略 【基準】 根拠条文、法第33条第4項において準用する法第32条第2項にて準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による介護保険法施行規則第36条の規定による。 (要支援認定) 第32条 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。 以下 略 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第3項から第12項まで 略	

[介護保険法施行規則]			
第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。			
標準処理期間		30日以内(法第33条第4項において準用する法第27条第11項)	
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 494

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	要支援状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第33条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (要支援状態区分の変更の認定) 第33条の2 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。 2 第28条第5項から第8項まで及び第32条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日以内(法第33条の2第2項において準用する法第32条第9項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 7004

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	住所移転後の要介護認定及び要支援認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第36条		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (住所移転後の要介護認定及び要支援認定) 第36条 市町村は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町村の行う介護保険の被保険者となった場合において、当該被保険者が、その資格を取得した日から14日以内に、当該他の市町村から交付された当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、第27条第4項及び第7項前段又は第32条第3項及び第6項前段の規定にかかわらず、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 383

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	介護保険サービスの種類の指定変更
法令名称 根拠条項	介護保険法 第37条第2項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (介護給付等対象サービスの種類の指定) 第37条 2 前項前段の規定による指定を受けた被保険者は、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更の申請をすることができる。 3 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者証を添付して行うものとする。 4 市町村は、第2項の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。 5 市町村は、前項の規定により第2項の申請に係る被保険者について第1項前段の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を変更したときは、その結果を当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載し、これを返付するものとする。 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行規則第59条第3項の規定による。 [介護保険法施行規則] (介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請) 第59条 3 市町村は、第1項の申請を受けたときは、同項第1号に掲げる事項(個人番号及び医療保険被保険者番号等を除く。)及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第27条第3項から第6項まで(第5項後段を除く。)の規定の例による。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 384
担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	居宅介護サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第41条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行規則第62条の規定による。 [介護保険法施行規則] (居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等) 第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 385

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	特例居宅介護サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第42条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (特例居宅介護サービス費の支給) 第42条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。 (1) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス(指定居宅サービスの事業に係る第74条第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (4) その他政令で定めるとき。 以下 略 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行令第15条の規定による。 [介護保険法施行令] (特例居宅介護サービス費を支給する場合) 第15条 法第42条第1項第4号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 (1) 居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス(法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号、第22条の5及び第29条の5において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 法第42条第1項第3号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。	

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 496

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	地域密着型介護サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第42条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (地域密着型介護サービス費の支給) 第42条の2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。)に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 497

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	特例地域密着型介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第42条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (特例地域密着型介護サービス費の支給) 第42条の3 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。 (1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。)の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 386
担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	居宅介護福祉用具購入費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第44条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (居宅介護福祉用具購入費の支給) 第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。 2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行規則第70条の規定による。 [介護保険法施行規則] (居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合) 第70条 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第72条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具(法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。)と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)(当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 387

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	居宅介護住宅改修費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第45条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (居宅介護住宅改修費の支給) 第45条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。 2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行規則第74条の規定による。 [介護保険法施行規則] (居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合) 第74条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 388

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	居宅介護サービス計画費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第46条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (居宅介護サービス計画費の支給) 第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。 第2項から第6項まで 略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 略 【基準】 根拠条文、法第46条第7項において準用する法第41条第2項及び法第41条第2項の規定による介護保険法施行規則第62条の規定による。 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 [介護保険法施行規則] (居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等) 第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日
-----------	-----------------	---------	----------------

ID: 389
担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	特例居宅介護サービス計画費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第47条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (特例居宅介護サービス計画費の支給) 第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。 (1) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス(指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの)に限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 以下 略 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行令第20条の規定による。 [介護保険法施行令] (特例居宅介護サービス計画費を支給する場合) 第20条 法第47条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、居宅要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 390

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	施設介護サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第48条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (施設介護サービス費の支給) 第48条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。 (1) 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。) (2) 介護保健施設サービス (3) 介護医療院サービス 第2項から第6項まで 略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第8項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 略 【基準】 根拠条文、法第48条第1項及び同条第7項において準用する第41条第2項並びに介護保険法施行規則第80条の規定による。 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 [介護保険法施行規則] (施設介護サービス費の支給が必要と認める場合) 第80条 介護保健施設サービスに係る施設介護サービス費(法第48条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。)は、第20条に規定する要介護者に限り支給するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 391

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	特例施設介護サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第49条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (特例施設介護サービス費の支給) 第49条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。 (1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) その他政令で定めるとき。 以下 略 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行令第22条の規定による。 [介護保険法施行令] (特例施設介護サービス費を支給する場合) 第22条 法第49条第1項第2号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 392

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	居宅介護サービス費等の額の特例
法令名称 根拠条項	介護保険法 第50条
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (居宅介護サービス費等の額の特例) 第50条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同条第2項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行規則第83条の規定による。 [介護保険法施行規則] (居宅介護サービス費等の額の特例) 第83条 法第50条各項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 (1) 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の	

休業止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 過去に法第50条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第76条第1項第2号、第92条及び第95条第3号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「70分の100」とあるのは、「70分の100、法第50条第1項の規定が適用される場合にあっては100分の100を同項に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の100を同項に規定する100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第3項の規定が適用される場合にあっては100分の100を同項に規定する100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」とする。			
標準処理期間		15日	
備考			
設定年月日		平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日
			令和 5 年 4 月 1 日

ID: 393

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	高額介護サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第51条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (高額介護サービス費の支給) 第51条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。 2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行令第22条の2の2の規定による。 介護保険法施行令 (高額介護サービス費) 第22条の2の2 法第51条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等(居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。)に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額(以下「介護サービス費合計額」という。)に90分の100(法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあつては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあつては70分の100、法第50条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第1号において「第1市町村特例割合」という。)で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第1号において「第2市町村特例割合」という。)で除して得た割合、同条第3項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第1号において「第3市町村特例割合」という。)で除して得た割合)を乗じて得た額とする。 2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等(法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。)が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等(介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。)に係る次に掲げる額を合算した額	

(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が4万4,400円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者(被保護者を除く。以下この項、次項及び第5項から第7項までにおいて同じ。)に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から4万4,400円を控除して得た額に要介護被保険者按(あん)分率(要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第1号及び第2号に掲げる額の合算額(以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。))を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

(1) 要介護被保険者が受けた居宅サービス等(次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。)に係る介護サービス費合計額に90分の10(法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の20、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の30、法第50条第1項の規定が適用される場合にあっては100分の100から第1市町村特例割合を控除して得た割合を第1市町村特例割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の100から第2市町村特例割合を控除して得た割合を第2市町村特例割合で除して得た割合、同条第3項の規定が適用される場合にあっては100分の100から第3市町村特例割合を控除して得た割合を第3市町村特例割合で除して得た割合。次項、第4項及び第10項において同じ。)を乗じて得た額

(2) 要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給(以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。)その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等(以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。)を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等(居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。)について当該要介護被保険者がなお負担すべき額

(3) 居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)(被保護者を除く。次号並びに第29条の2の2第2項、第3項及び第5項から第7項までにおいて同じ。))が受けた介護予防サービス等(次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。)に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額(以下「介護予防サービス費合計額」という。)に90分の10(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の20、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の30、法第60条第1項の規定が適用される場合にあっては100分の100から同項に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第29条の2の2第1項において「第1市町村特例割合」という。))を控除して得た割合を第1市町村特例割合で除して得た割合、法第60条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の100から同項に規定する100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第29条の2の2第1項において「第2市町村特例割合」という。))を控除して得た割合を第2市町村特例割合で除して得た割合、法第60条第3項の規定が適用される場合にあっては100分の100から同項に規定する100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第29条の2の2第1項において「第3市町村特例割合」という。))を控除して得た割合を第3市町村特例割合で除して得た割合。第29条の2の2第3項、第4項及び第10項において同じ。)を乗じて得た額

(4) 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第2号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等(以下この号及び第29条の2の2第3項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。)を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等(介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。)について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額

- 3 要介護被保険者が特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において、当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が4万4,400円を超えるときは、当該得た額から4万4,400円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。
- 4 要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が1万5,000円を超えるときは、当該得た額から1万5,000円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。
- 5 第2項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第1号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあった月の属する年の前年(居宅サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項、次項及び第9項において同じ。)の所得について、第1号に掲げる額(当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年の12月31日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する19歳未満の者で同年の合計所得金額が38万円以下であるもの(第2号において「控除対象者」という。)を有する者にあっては、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。))が690万円以上であるときは、第2項中「4万4,400円」とあるのは、「14万100円」とする。
 - (1) 当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次条第6項第3号へ並びに第7項第1号へ及び第2号へ、第29条の2の2第5項第1号並びに附則第21条第1項第3号イ及び第22条第1項第3号イにおいて同じ。)に係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定による控除をした後の金額
 - (2) 当該居宅サービス等があった月の属する年の前年の12月31日において16歳未満の控除対象者の数を33万円に乘じて得た額及び同日において16歳以上の控除対象者の数を12

万円に乗じて得た額の合計額

- 6 第2項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第1号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあった月の属する年の前年の所得について、前項第1号に掲げる額が380万円以上690万円未満であるときは、第2項中「4万4,400円」とあるのは、「9万3,000円」とする。
- 7 第2項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「4万4,400円」とあるのは、「2万4,600円」とする。
 - (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等のあった月の属する年度(居宅サービス等のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第9項において「市町村民税世帯非課税者」という。)
 - (2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて、第2項及び第29条の2の2第2項中「4万4,400円」とあるのを「2万4,600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの
- 8 第2項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者である者であつて、同項及び第29条の2の2第2項中「4万4,400円」とあるのを「1万5,000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「4万4,400円」とあるのは、「1万5,000円」とする。
- 9 要介護被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から1万5,000円を控除して得た額が、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から1万5,000円を控除して得た額とする。
- 10 要介護被保険者が法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付(第29条の2の2第10項において「特定公費負担給付」という。)が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

- 11 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し、第3項又は第4項の規定による高額介護サービス費の支給があったものとみなす。
- 12 要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第2項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であったものとみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給される介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。
- 13 高額介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日